

平成28年度第4回環境審議会 会議概要		
招 集 年 月 日	平成28年12月2日(金)	
招 集 の 場 所	白馬村役場 201会議室	
開 催 時 間	午後2時～3時50分	
委 員		
白馬村議会 議長	北澤禎二郎	出
白馬村議会 副議長	篠崎久美子	出
白馬村議会総務社会委員長	太田伸子	出
白馬村議会産業経済委員長	田中榮一	出
白馬村文化財審議委員会	伊藤房光	出
NPO まちづくり白馬友の会	吉川 馨	出
白馬商工会	篠崎隆弘	欠
白馬村農業委員会	武田克明	出
(社)長野県建築士会 大北支部	平澤英治	出
白馬建築業組合	横田一彦	出
白馬建設業組合	宮尾英明	出
白馬村不動産業協議会	橋本旅人	出
白馬村索道事業者協議会	駒谷嘉宏	出
白馬五竜観光協会	羽仁 潔	出
八方尾根観光協会	中村実彦	出
岩岳観光協会	松沢正明	出
長野県環境保全研究所	富樫 均	欠
北安曇地方事務所 商工観光建築課	吉田 聡	出
北安曇地方事務所 環境課	羽山 誠	出
事務局		
総務課長	吉田久夫	出
総務課企画係長	田中洋介	出
総務課主事	尾澤宗高	出

開会に先立ち事務局より確認と報告

- ・信濃毎日新聞社より冒頭写真撮影の申出あり。
- 了全委員了承。
- ・富樫委員欠席の旨、連絡あり。
- ・今回は前回の決定により過去の大規模開発個別案件を取り扱うため非公開の旨を確認。
- 全委員了承。

- ・白馬商工会選出の篠崎委員、当審議会会長が11月30日付け退職し委員不在となった旨、報告。
白馬村環境基本条例第28条3項により伊藤副会長が会長職務を代理し進行を務める旨を確認。
→全委員了承。
- ・白馬村環境基本条例第29条により委員数19名中過半数の出席があるので会議の成立を報告。

1. 開会

伊藤副会長が開会を宣言。

2. 副会長あいさつ

- ・会長空席となった状況には少し困惑しており、自身の健康面の心配もあるが、審議会のスムーズな運営に協力いただきたい。
- ・各団体の意見は分かれている。前回の審議会でも確認したがくれぐれも他団体の批判にならないようお願いしたい。
- ・第1回審議会では12月を目途に答申等の意見もあったが、まだ議論を尽くした状況ではなく、次回以降も審議を継続する旨を確認。

3. 協議事項

○副会長

- ・次第に沿って進行をお願いしたい。
- (1) 役場・審議会に寄せられた意見

○事務局：資料1を説明。村内の団体から要望書が村長と審議会会長宛に提出されたことを報告。

○副会長

- ・次第の順にひとつおとり説明いただいた後、意見交換・質疑の時間を取りたい。
- ・資料に沿って説明をお願いしたい。

(2) 観光協会の意見

○白馬五竜観光協会

- ・協会員の意見集約に苦勞した。
- ・兼業している宿泊施設が多数あるが、兼業しても生活が厳しいのが現状。外国人のオーナーを旅館業組合に上手く取り込む努力をして、ここ数年持ちこたえている。
- ・現在と同等の新たな宿泊施設を建設するための緩和であれば、現状のままでよい。お互いに首を絞めることになる。環境保全は当然であるが、村にとって旗艦ホテルや有名ホテルの誘致であれば、目玉になるのでそのための緩和なら賛成である。
- ・現状としては若者の働く場がなく、比較的優良な建設土木業も経営統合や人員整理され、働いているのは年配者が多い。例えば、スポーツ店のアウトレットモールや大型商業施設などのように、年間を通じて雇用が生み出せる業態、企業を含めて検討しては。
- ・村には高齢化、後継者問題、観光客の減少等問題が山積している。バブル後の湯沢スキー場を考えれば、新築よりも休業廃業している建物の有効利用を検討し、将来を見据えた四季を通して集客できることを考えたい。

○八方尾根観光協会

- ・役員を中心に議論をして意見を集約した。
- ・各地域の特性を活かしたゾーニングによる開発を進めていくのがよいと考える。
- ・広域ごみ処理場のように環境保全を重視した結果、村内の旅館業が困ることになった例がある。
- ・建ぺい率、容積率だけでなく、屋根雪の問題がトラブルになることが多い。
- ・通年営業を断念している企業が多い。
- ・民泊の問題もあり、外国人オーナー中心に急増している。
- ・行政側の管理が大切。無届け等あれば規制をかけても意味がない。
- ・外国人には日本の法律に基いて、しっかりと手続きをしてもらうことが重要である。

○岩岳観光協会

- ・当地区の現状は、冬季来場者数はピーク時の 1/3 に激減、宿泊施設は 2/3 に減少した。
- ・特徴を活かした地域づくりで他地区との差別化を図っている。
- ・既存の施設での受入等のインバウンドへの対応、個人事業者は夏季集客への投資、旅館業者の会社勤めが進んでいる。
- ・宿舍減少の主な要因は入込客の減少、施設利用者からの施設改修等の要望の増加や後継者不足、二世帯での生活が苦しい、施設老朽化、行政の観光環境整備不足・観光業を営む個人経営者への融資へのハードルの高さ等がある。
- ・観光地経営計画の概要版のみの公開であるため、情報収集が十分にできていない。
- ・行政主導での観光地としての構築が可能か疑問。
- ・景観形成住民協定締結地区の住民意見を重視。
- ・緩和により質より量になる可能性があり、今後継続して改正の検討が必要。

(3) 建築確認・開発及び景観 事務の流れ

○事務局より資料 2・3 を説明。

- ・建築確認申請と景観条例の届出で事務手続きを行う。
- ・大規模事業・開発の基準・手続きの流れを説明。

(4) 過去の大規模事業・開発

○事務局より資料 4・5・6 を説明。

- ・村内の大規模施設の状況を資料と写真、動画により説明。
- ・各観光地の大規模開発規制について説明。
- ・前回までの審議会で大規模開発において、過去に地区同意を求めるのは行き過ぎだという通達が国から県を通じある旨の議論あったが、他の自治体の例を調べたところ、地区同意の件で事業者から自治体が訴えられ、敗訴した事例もあった。

【質問】

○委員 A：住民協定地区の場合ほどの時点で住民協定意見書を提出するのか。

→事務局：景観の届出を村に提出する時点。

○委員 A：過去に大規模開発の際に条例等の基準を満たしているにも関わらず住民地区の同意が

得られない事例あった。このような場合、仮に現在そのような状況になった場合、村はどういう対応をするのか。

→事務局：当時村が事業者とその地区の間に入って調整を図った経緯がある。

○委員A：村から当時の地区の役員に対して注意の文書を送付している。

→事務局：村では景観法や県の景観条例に基づき、住民協定締結地区を設置し、地区主体で景観を守っていきこうと進めてきた経緯があるので、原則現段階としては住民協定地区の同意を得るのが基本である。

○委員A：大規模開発において過去に地区の同意を得るのは行き過ぎという通達がきているが、実際にその状況になった場合は裁判という手段しかない。

その地区が定めた基準を満たしているにも関わらず同意を得られないということには非常に疑問である。

○委員B：地区役員の際に大変苦勞した。地区の同意に関する質問は本審議会の最重要事項なので、改めて個別事項として慎重に審議するべきである。

○委員A：村内の他の住民協定地域は特にトラブルはない。前述の地区は過去にトラブルがあったが現在はない。

○委員C：当地区でも実際に外国人によるトラブル、水路占用等の手続をせずに工事をして水路を破壊した事例ある。建築業者や開発業者に対して住民協定を認識させ、強く指導した方がよい。お互いに景観を守る体制づくりが必要である。

○委員A：住民協定地区内か。

○委員C：そうである。

→事務局：この事例は、住民協定地区内かどうかのグレーゾーンであり、その地区は住民協定地区範囲の変更を検討しているとのこと。

○委員B：他の検討事項を進めていただきたい。

○副会長：同意は、改めて審議会での審議事項として必要なので、他の検討事項審議を進める。

○委員D：屋根形状はどの段階で指導しているのか。

→事務局：景観届出の受付の段階で指導している。現在の指導基準は片流屋根を極力避けるという表現になっている。

○委員E：世界的に景観が美しい地域を見ると片流れの建物がない。

○委員F：片流形状は景観上悪くないと思うが。

○委員G：片流れ形状の何が景観上悪いのか。

○委員E：感性の問題。

【意見交換】

○副会長：現在は開発の基準緩和について意見が分かれている。エリアゾーニングによる規制について各委員の意見を伺いたい。

○委員E：ゾーニングしている地域の景観は良いが、それ以外の地域から見た景観はどうか疑問。色彩基準の制定について当時の説明会でこの小さな村でのゾーニングが必要かを質問した。一般の観光客がスキー客の数を逆転している状況で、一般の観光客が何を求めているのかを考えれば、村全体の景観を守っていくことが大切である。

- 副会長：統一的な地域のゾーニング議論も大切だと思う。
- 委員C：ゾーニングによる業態の区分、農業エリア・観光エリア・住居エリアをしていくことは有効な手段だと思う。当地区はマスタープランを策定しており、環境整備を進めていくことに理解を願いたい。
- 委員A：田園風景の大切さを感じている。ゾーニングしないと田園の中に大規模施設が建設される可能性もあり景観上好ましくない。既にエリアが形成されているところについてゾーニングをしていくのが望ましいと思う。
- 副会長：ゾーニングイコール規制緩和ではない。
- 委員B：ゾーニングよりも先に大規模開発に係る高さや建ぺい率等の基準を進めていくべき。現在の田園地区ではある程度農振法で守られているので大丈夫である。
- 副会長：今回は個別事項の同意・高さ・建ぺい率・容積率・面積等の審議をしたい。また、次の審議会の公開について諮りたい。
- 委員H：村内に特区を設けることについて検討してほしい。休耕地や持て余している地域なども含めて。
- 委員C：当区も特区について要望しており、農振地区や休耕地などの資料をいただければ検討したい。
- 委員全員：今回は公開とすること了承。
- 事務局：資料4・5については、個人情報を含めているので、非公開扱いでお願いしたい。
- 全委員了承。

4. その他

次回開催日：1月10日（火）午後1時30分～

5. 閉会

伊藤副会長が閉会を宣言。